

# 大分県感染症予防計画（改定概要）

## 1 計画改定の趣旨

令和4年12月に成立した改正感染症法により、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（国基本指針）」の改定に即し、大分県感染症予防計画を全面的に改定（章の新設・改編等により全12章構成）し、次なる新興感染症の危機に備えます。

## 2 計画の位置づけ

感染症法第10条に基づく県の推進計画  
[大分県医療計画との整合性を図ります]

## 3 計画の期間

令和6年度～終期不定  
[原則、国基本指針の改定（6年毎）に運動見直し]

## 4 改定協議の体制 「大分県感染症対策連携協議会」

県医師会、県薬剤師会、県看護協会、県獣医師会、高齢者施設等の関係団体、大分大学、県、市町村、検疫所、教育機関等 [22人]

## 5 計画の内容、数値目標

県は、平時から感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた事前対応型の行政に取り組みます。また、県は、保健所を「地域における感染症対策の中核機関」、県衛生研究環境センターを「県における感染症対策の科学的かつ技術的中核機関」とし、体制整備及び人材の育成等に取り組みます。…改正地域保健法に伴う対応も必要

章	章の略称	章の正式名称
1	基本的方向	感染症の予防に関する基本的な方向
2	知識・人権	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
3	予防・まん延防止	地域の实情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項、感染症及び病原体等に関する情報収集、調査、検査、分析、研究及び公表に関する事項
4	検査体制	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
5	医療体制	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
6	療養環境	<b>新</b> 法に規定する新型インフルエンザ等感染症、又は新感染症外出自粛対象者の療養生活に係る環境整備に関する事項、宿泊施設の確保に関する事項
7	移送体制	<b>新</b> 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
8	総合調整	<b>新</b> 法の規定による総合調整又は指示の方針に関する事項
9	緊急時施策	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項
10	保健所体制	<b>新</b> 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
11	人材養成	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
12	数値目標	<b>新</b> 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

直近実績である「新型コロナウイルス感染症」における経験等を踏まえ、新たに「数値目標（入院病床、発熱外来、検査の実施能力等）」を定めます。新興感染症の発生に備え、医療・検査体制を迅速に整備するため、感染症対策連携協議会を基軸に関係団体・医療機関・大学等と連携・推進します。

「12 数値目標」に定める目標項目	入院病床数 [第一種協定指定]	発熱外来機関数 [第二種協定指定]	検査の実施能力 [学官連携]	平時における人材養成（研修・訓練）の回数	
				保健所	協定指定医療機関、高齢者施設
目標値 (発生公表後6か月までの対応)	525床	400機関	1,100件	年1回以上	年1回以上

# 大分県感染症予防計画（改定概要）

## 6 改定に係るスケジュール

感染症予防計画の改定については、感染症法第10条の2第1項の規定に基づき、県に設置が義務付けられた「大分県感染症対策連携協議会」及びその専門部会である「計画策定部会」において、下記6回の協議及び意見照会等を重ね、今回のパブリックコメントにおいて意見照会する「県予防計画（改定版）素案」を作成しました。「12 数値目標」に定める数値目標については、「医療機関あて事前調査」（8～10月）の調査結果等を踏まえ、新たにその設定を行いました。

